

お知らせ掲示板

くらし

監査結果などを公表しています

場 情報公開窓口(市庁舎3階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ **内** 令和3年度(2021年度)公営企業定期監査(財務・工事)報告書、令和3年度(2021年度)財政援助団体等監査報告書、監査結果に基づき市長等が講じた措置について(令和3年度[2021年度])

※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

※措置とは、これまでの監査結果に基づき具体的な改善を行ったものなどであり、1年分をとりまとめて公表しています。

(監査事務局 ☎328-2763)

市営墓地の貸し付け

【墓地名】 桃尾墓園(東区戸島町)

【募集数・使用料】

種別	募集数	永代使用料
芝生墓地	200区画程度	60万円

内 市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方 **場** 4月11日～来年3月31日までに直接健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所へ

※郵送による申込みも可

※募集要項は4月11日から申込場所のほか秋津・東部・花園・飽田・南部・北部まちづくりセンター、大江交流室、墓地管理事務所で配布。

※桃尾墓園以外の墓地(花園、清水、城山、立田山、浦山、小峯)は改めてお知らせ予定。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

シェイクアウト訓練に参加ください

場 4月16日(土)午前10時～1分程度 **内** 地震を想定した、その場でできる防災訓練です。次の3つの安全行動をその場で行ってください。①姿勢を低くする②頭や身体を守る③揺れがおさまるまで動かず待つ。また、シェイクアウト訓練に併せて以下のような訓練取り組みをお願いします。

【取り組み例】①ハザードマップ等で自宅周辺の災害リスクを確認②避難先と避難経路の確認③非常用品の確認

④家庭内で災害時の役割分担を考える等

※訓練の合図は、防災行政無線・緊急告知ラジオ・熊本市災害情報メールでお知らせします。

(危機管理防災総室 ☎328-2490)

市電の折り返し運行を実施します

場 4月11日(月)～**内** 平日ダイヤのみ **内** 朝の通勤、通学ラッシュ時間の混雑緩和のため、一部区間において折り返し運行を本格実施します。折り返し運行導入に伴い、運行時刻が変わります。詳しくは交通局ホームページへ(運行管理課 ☎361-5241)

戸籍・税関係証明書のコンビニ交付サービスを休止します

場 4月1日(金)午前6時半～正午 **内** システムメンテナンスのため、戸籍証明書、税関係証明書のコンビニ交付サービスを休止します

(地域政策課 ☎328-2067)

ファミリー農園を利用しませんか

区	農園名	電話番号
中央	国府本町	新規受付休止中
東	長嶺南(令和5年3月末まで)	☎090-5928-2680
	花立	☎382-6694
	桜木	☎080-1709-0254
西	小島	☎329-0873
南	近見	☎090-4998-8840
	元三町	☎090-2514-3021
	幸田	新規受付休止中
	善町	☎0964-28-2207
北	麻生田	☎338-7736
	鶴羽田	☎090-3325-3996
	高平	新規受付休止中
	立田山	☎080-5254-8283

場 農園に空きがあれば随時申込可。各農園に直接問い合わせください

(農業政策課 ☎328-2403)

公設公民館の使用者登録方法が変わります

内 令和4年度から公設公民館の使用者登録に、身分証明書の提示が必要となります **内** 公設公民館を使用される全団体(既に登録されている団体含む) **場** 4月20日から、代表者もしくは代表者の委任(署名または押印がある委任状が必要)を受けた者の身分証明書[写真付のもの(免許証、マイナンバーカード等)1点、または、写真無しのもの(保険証とキャッシュカード等)2点]を持参して、市内公設公民館

へ ※主に利用する1館に申請すると全館利用可能となります。

(生涯学習課 ☎328-2736)

ごみカレンダーアプリ、便利です!

令和4年度分(4月～)の「家庭ごみ・資源収集カレンダー」を町内自治会から各世帯へ配布していますが、本市では紙のごみカレンダーをより便利にしたアプリを好評配信中です。年度が切り替わるこの機会に、ぜひ利用ください。なお、紙のごみカレンダーの利用を希望の方でまだお持ちでない方は、町内自治会へお尋ねいただくか、区役所または総合出張所・まちづくりセンターで受け取りください。

(iOS版)

(Android版)



(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

平成28年熊本地震被災者支援制度(第16版)を配布しています

熊本地震の被災者支援制度(令和3年4月1日時点)をまとめた冊子を配布しています。申請には期限がありますので、内容を確認のうえ、該当する方は早めに申請してください。

【配布場所】 区役所総務企画課、福祉課、住宅政策課、震災対策課、健康福祉政策課

(広報課 ☎328-2043)

都市計画変更に関する説明会

内 熊本市都市計画道路中九州横断道路大津熊本線(2019年度都市計画決定)に関する都市計画変更にあたり、素案の住民説明会を開催します

詳細は、決まり次第市ホームページでお知らせします。

(都市政策課 ☎328-2502)



ボランティア活動保険を活用ください

内 公益性のあるボランティア活動中の思わぬ事故で、負傷または死亡した場合や第三者へ法律上の賠償責任を負った場合の保険です **内** 市内に住む方で自発的に構成されたボランティア活動団体などで、市内を拠点として、無報酬で継続的かつ計画的な公益性のある活動を行っている団体 **場** 事故発生日から30日以内 ※事前加入不要。※保険の対象とならない活動等もあり。詳しくは、各ボランティア活動の担当課へ。

(地域活動推進課 ☎328-2036)

スズメバチの巣を早期発見・駆除しましょう

女王バチは、4～6月に巣を作り卵を産み付けるため、卵から羽化した働きバチが活動を始める前に巣を発見できれば、比較的安かつ安価で駆除することができます。

自宅などの私有地にできた巣は、土地所有者や管理者に駆除をお願いしています。駆除の方法などの相談は、生活衛生課または区役所総務企画課へ。

(生活衛生課 ☎364-3187)

総合型地域スポーツクラブに参加しませんか

本市では市民の皆さんが気軽にスポーツに親しめる環境づくりとして、「総合型地域スポーツクラブ」の育成に取り組んでいます。詳しくは、市ホームページへ。

(スポーツ振興課 ☎328-2724)



男女共同参画 出前講座 無料

場 希望する日時(土日祝日も可) **場** 市内の希望する場所 **内** 地域や学校・企業などの、男女共同参画に関する勉強会や研修に講師を派遣します。セクハラ防止、DV(デートDV)、ワーク・ライフ・バランスなど **場** 弁護士、社会保険労務士、大学教授など **内** 市内に住むか通勤・通学する10人以上の団体や学校、企業など **場** 希望日の1か月前までに電話で男女共同参画課へ

(男女共同参画課 ☎328-2262)

令和4年度 固定資産税・都市計画税の閲覧、縦覧を始めます

	閲 覧	縦 覧
	閲覧とは… 自己の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度	縦覧とは… 自己の所有する資産と、縦覧帳簿に記載されているほかの土地・家屋の評価額を比較できる制度 ※お持ちの資産が所在する区内のみ縦覧可
期 間	4月1日～年間を通して ※土日祝は除く	4月1日～5月31日 ※土日祝は除く
場 所	・市役所固定資産税課 ・区役所税務室	・市役所固定資産税課 ・区役所税務室
対 象	・固定資産税の納税義務者 ・代理人 ・納税管理人 ・借地人、借家人 ・固定資産を処分する権利を有する方(納税義務者ではない所有者など)	・固定資産税の納税者(納税義務者の中で固定資産税が課されている方) ・代理人 ・納税管理人
必 要 な も の	・納税(義務)者、納税管理人… 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ※法人の場合は、実印(法人の実印が持ち出せない場合は、委任状に押印して提出してください)、窓口に来る方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ・代理人…委任状、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ・借地、借家人など… 賃貸借契約書および賃借料の領収書、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ・固定資産を処分する権利を有する方… 処分の権利があることを証明する書類、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)	
手 数 料	1件 400円 ※縦覧期間中は納税義務者と代理人のみ無料	無 料

詳しくは、固定資産税課(☎328-2195)へ。

くらしの中の人権 101

自死遺族に関する人権問題

身近な人を亡くすことは、とても悲しく苦しい体験です。特に自死※で亡くなった場合、突然の死であることのショックや、なぜ止めることができなかったかという自責など、ご遺族の苦しみははかりしれません。このような中、対策を求める運動が開始され、誤解や偏見の中で、家族を亡くしたことを周囲に話せず悲しみを封印してきたご遺族たちが、社会の無理解を乗り越えて語り始め、法制化を求める署名活動を行い、10万余の署名が集まりました。

そのような声に応じて、平成18年6月には『自殺対策基本法』が成立し、平成19年6月には『自殺総合対策大綱』が策定されました。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因が考えられ、心理的に「追い込まれた末の死」とされているとされています。『自殺総合対策大綱』では、個人の問題ではなく、社会の問題として認識され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、社会全体で対策や支援に取り組むよう、推進されています。このため、周囲の人や支援者がご遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとることが必要です。

※自死:意思的な死(=いわゆる自殺)を非道徳的・反社会的行為と責めないでいう言い方です。

(人権政策課 ☎328-2333)